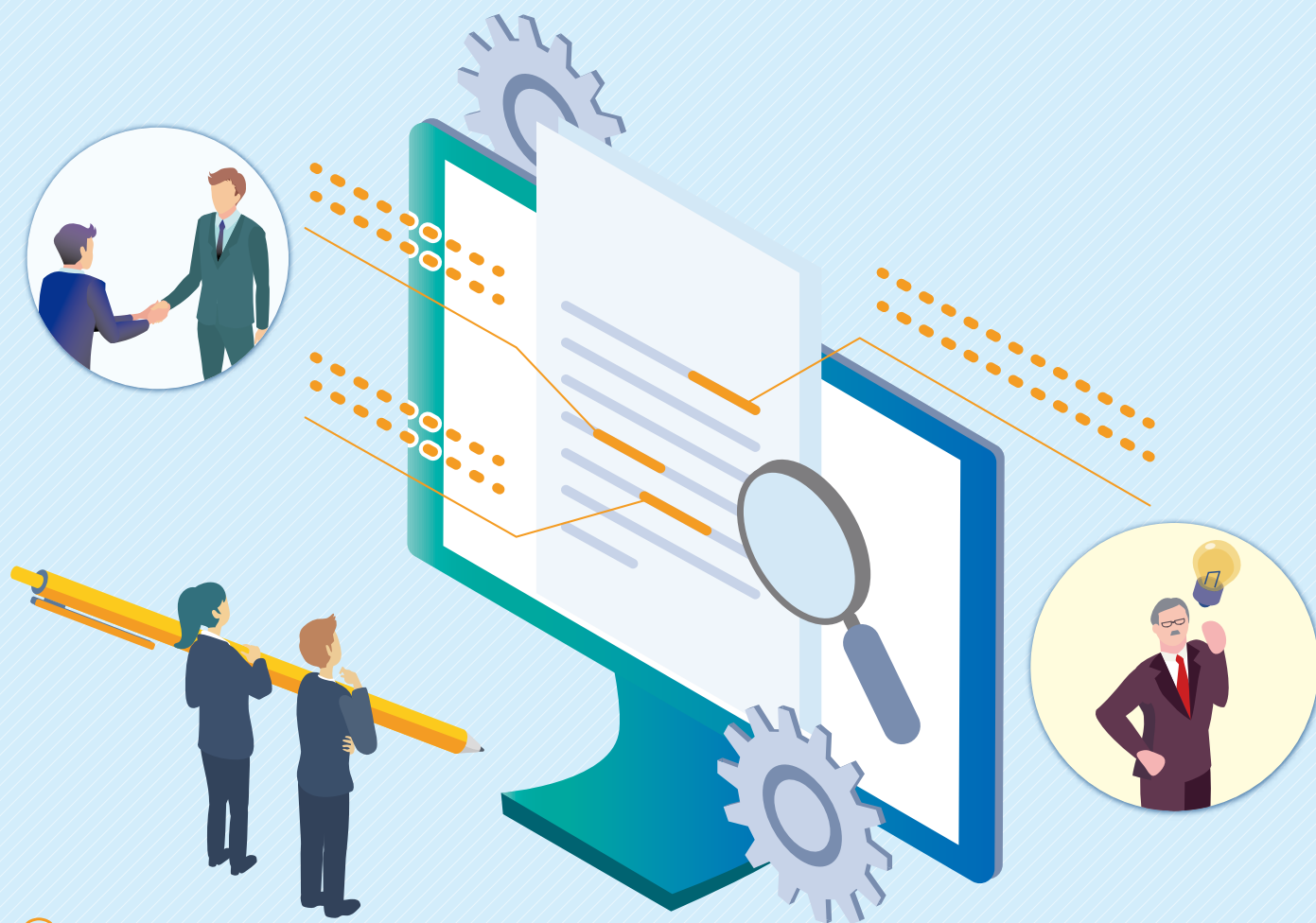




M&Aのリスクで後悔しないための

チェックシート



中小企業オーナーにとって後継者の確保は大きな経営課題の一つとなっています。親族や社内に適任者がいないような場合であっても、**M&Aによる事業承継**を活用することも有効な選択肢として近年注目を集めています。

もっとも、依然として「M&A」という用語それ自体に心理的抵抗を感じるオーナーも少なくありません。また、M&Aの経験に乏しく、専門的な助言を受けられなかった場合に直面するリスクも決して小さくありません。

そこで、「**神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター**」は、大阪弁護士会・大阪府事業承継引継ぎ支援センターが作成したチェックシートを参考に、「**神奈川県弁護士会**」の監修のもと、M&Aへの理解を深めていただき、安全で円滑なM&Aに繋げていただくことを目的に、主にオーナー・売り手企業に向けて、「**M&Aチェックシート**」を作成いたしました。

本チェックシートにおいてM&Aにおける全てのリスクを網羅的にカバーできている訳ではありませんが、M&Aによる事業承継を選択肢の一つとして検討いただく一助となればと思います。

売り手企業も買い手企業のことをもっと知ろう！

M&Aは企業と企業とのマッチング

M&Aにおいて、売り手企業と買い手企業との間でどちらが優位ということではなく、お互いはフェアな関係にあります。

大切な会社、従業員、取引先を引継いでもらう買い手企業がどんな会社なのかを知るため、**客観的資料を確認し、信頼しても大丈夫な相手かどうかしっかり見極めたうえで**M&Aに進みましょう。最近では、約束したはずの経営者の保証解除の手続を一向にしてくれない、その他の約束は守らず、資産の返還にも応じない等の悪質な買主や、このような買主へのチェック機能を全く果たさないずさんなM&A仲介業者・FA業者の例が報じられております。

M&A仲介業者・FA業者へ任せっきりはリスクがあります。大切な会社、従業員、取引先などを引継いでもらう買い手企業が、どんな会社なのかを知るための客観的資料を確認し、信頼しても大丈夫かどうか等、しっかり相手の事を分かったうえで取引を行いましょう。

まずはここからスタート！

●STEP1（秘密保持契約の締結）

- ☐ お互いのことを知る前に、「秘密保持契約書」を締結する。
- ☐ 「秘密保持契約書」の中の秘密情報開示先に「事業承継・引継ぎ支援センター」を記載する。
- ☐ 「秘密保持契約書」の中の秘密情報開示先に「保証・担保解除する金融機関」（該当ある場合）を記載する。

●STEP2（情報開示のお願い）

- ☐ 知りたい情報について、仲介業者や買い手企業に情報開示のおねがいをしましょう。

情報開示を求める買い手企業の客観的資料の一例

- | | |
|---|---|
| ☐ 会社の登記簿謄本 | ☐ 事業の内容が分かるパンフレット等 |
| ☐ 確定申告書・決算報告書3期分 | ☐ 代表者の本人確認書類 |
| ☐ グループ会社一覧 | |



●STEP3 (買い手企業との面接のお願い)

- 買い手企業の責任者と面談し、信用できる企業・人かどうか判断しましょう。
- ◆ 理由を付けて面談しようとしない、面談約束をキャンセルする等がないか
 - ◆ 会社訪問を受け付けてくれない等、不誠実な対応がないか
 - ◆ 経営者保証の移行・解除について、具体的な方法・手順はどのような予定をしているのか、金融機関の了承は得ているのか(あるいは見込みが立っているのか)
 - ◆ 売り手企業の事業内容や財務内容を理解しているか
 - ◆ M&A実施後にどのようなビジョンを持っているか(事業展開、取引先、従業員等)
 - ◆ その他、非常識・不誠実とを感じる点はないか
- 等が要チェックです。

【M&Aの基本的なプロセス】

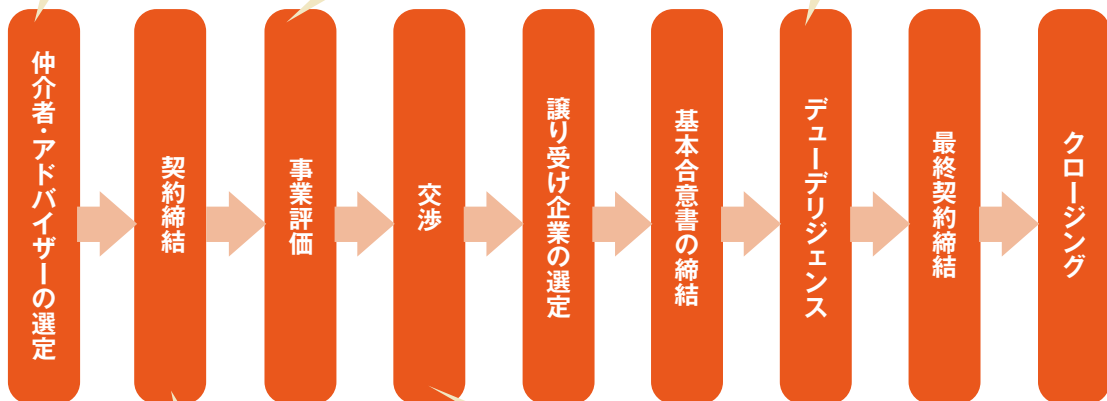
M&Aは次のステップを踏んで進むことが一般的です。取引内容や取引規模等によっても異なる場合がありますが、おおよその全体像は把握しておきましょう。

■ M&Aのマッチングに向けた流れ

M&Aを仲介する業者の選定は過去の実績や利用者の声などを事前に十分に調査して信頼できる仲介機関を探すことが重要です。

一般に中小企業の企業価値の算定は、時価純資産にのれん代(年間利益に一定年数分を乗じたもの)を加味した評価方法等が多く用いられています。

デューデリジェンスとは、譲渡する側の企業の価値の調査を譲り受ける側の企業が行うことです。財務・法務・不動産・事業の資料などが、基本合意の内容と合っているか確認します。



M&Aを実施する際は、情報の漏洩がないよう、秘密厳守が大切です。取引先等の第三者に対してはもちろん、社内の役員・従業員に対しても知らせる時期・内容は十分に注意しましょう。

交渉では、①譲渡価格、②今後の事業展開や経営方針、③従業員の待遇などについて、納得する妥協点を見つけていきます。

【出典：中小企業庁「事業承継マニュアル」】

経営者保証の移行・解除、個人と会社との区別・整理！

トラブル回避のために事前に確認しよう

金融機関から融資を受けている売り手企業の経営者が、個人保証をしたり（経営者保証）自宅不動産を担保に入れたりするケースは多いかと思いますが、最近、この**経営者保証や担保を適切に移行・解除せず**に**M&Aを行おうとする**悪質な買い手企業の存在が問題となっています。

また、M&Aにあたって、これまで曖昧にしてきたオーナーの個人資産と会社資産との峻別を求められたり、売り手企業とオーナー・親族との債権債務関係や取引関係の解消を買い手企業から求められたりするケースも多くあります。

早めの準備・対策がM&A成功のカギとなります。

■経営者保証・個人資産の担保の移行・解消

まずはここからスタート！

●STEP1（現状確認）

- ☐ 会社の借入金等の連帯保証人になっているか？ 自宅の不動産を担保に供しているか確認する。
（確認書類例）金融機関との金銭消費貸借契約書、自宅不動産の登記事項証明書

●STEP2（解除宣言）

- ☐ 会社をM&Aで譲渡するにあたって、「個人保証を解除（もしくは買い手企業へ移行）したい」「担保の解除をしたい」旨、買い手企業（仲介業者やFA会社がいる場合はそちら）に伝える。

●STEP3（具体的施策）

3-1【金融機関その他債権者への事前相談】

重要ポイント！

- ☐ 「基本合意書締結後」M&A成立前に金融機関等に事前相談をする。

- ◆ 事前相談が秘密保持義務違反とならないよう注意！
- ◆ 売主、買主及び仲介業者の3者で相談して事前相談を実施する。
- ◆ 財務状況によっては、金融機関の保証人変更の内諾が難しい場合がある。

どのような場合に経営者保証を解除できるか、金融機関との目線合わせが重要！！

※保証協会が金融機関の負債を保証している場合は、保証協会の同意も必要となります。



3-2【契約書】

- ☐ 最終契約書（株式譲渡契約書）上、最低限、経営者保証や担保の移行・解除がクロージング後の努力義務として明記されていることを確認することが重要。必ずチェックする。

3-3【早期の移行・解除】

- クロージング後速やかに経営者保証や担保の移行・解除を実施する。
 - ◆ 買い手企業の新社長への移行・解除については、金融機関が役員変更登記の完了を求めることが通常であるため事前に金融機関と要相談。

■個人と会社との区別・整理

- 会社による事業上必要な資産の確保
 - ◆ 会社による資産の取得の交渉
 - ◆ 事務所・工場等の賃貸借関係の継続・条件の見直しをすることも多々ある。
※特に賃料部分については改定することも多く、きちんと内容につき把握することが大切!!
- オーナーの個人資産への対応
 - ◆ 事業とは無関係な資産(例えば、自宅不動産、投資有価証券、美術品など)については会社資産からの切り離しが求められることも想定される。
→最終契約までに整理が必要になることもあるため、早めに専門家に相談しよう!
- オーナー・親族と会社間の債権債務関係の解消
 - ◆ 会社に対する貸付や立替金、会社からの借入等の債権債務関係についてはM&Aの実行に際して解消が求められることも想定される。
→最終契約までに整理が必要になることもあるため、早めに専門家に相談しよう!
- オーナー関係会社との取引関係の解消
 - ◆ 買い手側から解消を求められることも考えられる。会社の事業との関係での必要性や存在意義(設立経緯)については説明ができるよう整理をしておく。



買い手と最終契約を締結、その内容で大丈夫？

想定外の事態も！？専門家のレビューも検討しよう

順調に進んでいざ最終契約となった時、**内容がよく分からないままサインしてしまうのは大変危険な行為**です。最終契約には様々な約束事が盛り込まれており、後からそんなつもりでサインしたのではなかったという言い訳はまずできません。

事前に想定していた条件がきちんと最終契約に盛り込まれているか、想定外の事項まで約束させられていないかを確認できるのはやはり弁護士等の専門家です。買い手企業と友好的に進めているM&Aであっても、最終契約のチェックは人任せにせず**専門家に依頼する**などしてしっかりと対応することが望ましいです。

■最終契約の主要なチェック項目

譲渡価格

- ◆ 最も重要な契約条件の一つ
- ◆ 一定の規模の案件については専門家に算定を依頼することが望ましい。
- ◆ 退職慰労金の支給がある場合等、税務面含めて検討することが望ましい。



表明保証

- ◆ 表明及び保証は相手方に対し、一定の時点における一定の事実について真実かつ正確であることを表明し保証すること。M&Aにおいては、①売主自身に関する表明保証と、②対象会社に関する表明保証の両方が求められることになる。
- ◆ 表明保証の対象や範囲が過大なものとなっていないか専門家のレビューを依頼することも検討してもらいたい。

補償責任

- ◆ M&A契約においては、表明保証違反やその他の契約違反があった場合にその損害の補償を求める条項が設けられることが一般的。
- ◆ 補償の範囲(期間や上限額・下限額の設定、特別な補償の有無等)については専門家のレビューを依頼することも検討してもらいたい。

従業員の雇用確保・条件維持

- ◆ 会社を手放すオーナーにとって既存従業員の雇用確保や条件維持も気になるところ。最終契約の内容となっているか否か、当方の意向と合致しているか注意。

経営者保証等の移行・解消

- ◆ チェック項目②を参照して概要を記載する。特に最低限、クロージング後の早期の移行・解除が努力義務であっても契約書上明記されているかの点は重要。

■M&Aにおいて売主が確認・履行すべき主要な手続のチェック項目

●株式譲渡の場合(※株主が変わり、法人を引き継ぐ場合)

- ☐ 株券の有無の確認と確保、株主名簿の提供
- ☐ 売主の一部のみが決済に関与する場合、他の株主からの委任状の取得
- ☐ 対象会社の株式の譲渡を承認する取締役会決議(議事録)
←譲渡制限会社の場合(取締役会非設置会社であれば、株主総会決議(議事録))
- ☐ 退任・退職を予定する役員・従業員からの辞任届・退職届の取得
- ☐ 取締役への退職金支払がある場合、株主総会決議(議事録)
- ☐ (COC条項※がある場合など)不動産賃貸借契約・リース契約の貸主からの承諾書
←その他の取引についても必要であれば同様の承諾書
- ☐ 担保変換の準備(従前の経営陣が提供する担保物件の確認等)

※COC(チェンジ・オブ・コントロール)条項とは、M&Aなどにより会社の支配権が変動した場合に、契約の継続に相手方の承諾が必要となるなどの条項です。

●事業譲渡の場合(※事業のみを引き継ぐ場合)

- ☐ 事業譲渡を承認する株主総会議事録(議事録)
- ☐ 事業譲渡を承認する取締役会決議(議事録)
- ☐ 不動産賃貸借契約・リース契約等の貸主からの承諾書
←契約当事者(借主)が変わるので、常に必要
←その他の取引(主要取引先等)についても必要であれば同様の承諾書(少なくとも口頭の上承)
←必要な場合には債権譲渡通知も
- ☐ 従業員の退職及び新規雇用に関する承諾書
- ☐ 担保変換の準備(従前の経営陣の提供する担保物件の確認等)



チェック項目④

M&A後の事業展開に支障はない？ 会社への継続関与は想定内？

事業承継後に不自由がないように

M&Aは**最終契約を締結して全て終わりではありません**。売り手企業の経営者がM&A後も別の事業展開を行うことを考えている場合には、最終契約に設けられた競業避止義務や従業員の引き抜き禁止条項などとの抵触が問題になることがあります。

また、買い手企業から、一定期間売り手企業に顧問のような形で留まって引継ぎやノウハウの伝授を依頼されることもあり、そういった場合にはあらかじめ契約条件の調整も必要となります。オーナー様個人の保有する資産(特に不動産)を引き続き会社を使用する場合は賃貸借の条件改定や整理が行われることも想定されるため、この場合にも契約内容の調整が必要となります。

必要に応じて**弁護士等の専門家に相談**しておきましょう。

競業禁止条項・引抜き禁止条項の確認

◆ 禁止の範囲や期間等、M&A後の事業展開にとって過大な負担となっていないか注意しましょう。

経営委任契約・顧問契約、賃貸借契約等の確認

◆ M&A後も経営の委任を受ける場合や顧問となって会社に残る場合は、関与の程度、契約期間、報酬、役員としての責任の有無等について注意しましょう。

◆ M&A後も会社がオーナー様の個人資産(特に不動産)を継続利用する場合は、賃貸借契約(特に賃料部分)の改定や条件整理が必要な場合もあるので注意しましょう。

チェック項目⑤

専門家意見・セカンドオピニオンも活用しよう！

専門家意見等の活用のすすめ

M&Aについて疑問や不安がある場合、積極的に事業承継・引継ぎ支援センターや弁護士をはじめとする専門家へ相談しましょう。

■ 問い合わせ先

◆ 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター TEL:045-633-5061
横浜市中区尾上町5丁目80番地神奈川中小企業センタービル12階
<https://kanagawa-shoukei.go.jp>

